**2021年公布の特定商取引法改正における主要な改正点**

**公布日・施行日**

2021年特定商取引法改正の根拠となる法令は、「消費者被害の防⽌及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の⼀部を改正する法律」（令和3年法律第72号）です。

施行日は、改正点によって異なるため、注意する必要があります。

本記事執筆（2022年3月）時点における、主な改正点の概要と施行日をまとめると次のとおりとなります（下記表中の条文の記載は全て改正後のものです。）。

|  |  |
| --- | --- |
| **概要** | **施行日** |
| 1 | **送り付け商法対策**これまで消費者に14日間の保管義務があったところを、商品の送付を受けたら直ちに処分することができるようになりました（59条、59条の2）。 | 2021年7月6日(施行済み) |
| 2 | **クーリング・オフの通知の電子化**これまでクーリング・オフの通知は書面によることが必要でしたが、本改正によりこの通知が電子メール等の電磁的方法によることが可能になりました（9条1項、2項等）。 | 2022年6月1日  |
| 3 | **通信販売における規制強化**法律で規定する広告表示事項が追加・拡大されました（11条）。また、誇大広告等の禁止（12条）の対象に、役務提供契約における申込みの撤回・解除に関する事項が含まれていませんでしたが、改正法ではこれを含むこととなりました。 そのほか、申込みの撤回・解除を妨げるための不実告知を禁止する旨が規定されました（13条の2）。 さらに、事業者が定める書式やウェブサイト等より売買契約・役務提供契約の申込みをする場合（特定申込み）における、その書面やウェブサイト等の表示義務が定められました（12条の6）。また、特定申込みをした者について、意思表示の取消権が新設されました（15条の4）。 |
| 4 | **行政処分の強化**立入検査権限の拡充、処分対象者の拡大といった、行政処分の実効性を強化する改正が行われました（8条の2、66条等）。 |
| 5 | **海外執行当局への情報提供**海外執行当局への情報提供の制度が新設されました（69条の3）。 |
| 6 | **事業者が交付すべき契約書面等の電子化**従来、事業者が消費者に対して書面にて交付すべきとされていたものについて、電磁的方法（電子メールの送付等）による交付も可能となります（4条2項、5条3項等）。 | 未定 （2023年6月15日までの政令で定める日） |